

令和4年度 徳山工業高等専門学校専攻科入学案内

1. 専攻科の目的

専攻科は、工業高等専門学校等の高等教育機関において基礎的かつ実践的教育を受けた技術者に対し、さらに専門的な分野について精深な教授を行い、自ら新分野を開拓できる能力を有する実践力のある開発型技術者を育成することを目的としています。

2. 育成しようとする技術者像

「情報技術をベースに、それぞれ得意とする複合技術を生かして、設計・開発を行う素養をもつ技術者」を育成することをめざしています。

各専攻において得意とする複合技術は、次のとおりです。

機械制御工学専攻

「コンピュータで制御する機械を設計・開発する技術」（メカトロ技術）

情報電子工学専攻

「コンピュータを核とする多様なシステムを設計・開発する技術」（情報電子技術）

環境建設工学専攻

「情報技術を活用し、社会基盤や建築空間を設計・開発する技術」（社会環境整備技術）

3. 学習・教育目標

「世界に通用する実践力のある開発型技術者をめざす人材の育成」

専攻科課程修了時の到達目標

(A) 「世界に通用する」技術者をめざすために

(A1) 複合分野の基礎となる基本的素養を身につけること

- ・数学・自然科学・基礎工学の科目を修得する
- ・学士を取得する

(A2) 国際理解を深め、技術者としての倫理観とコミュニケーション能力を養うこと

- ・国際文化・技術者倫理・日本語・外国語の科目を修得する

(B) 「実践力のある」技術者をめざすために

(B1) 情報技術をベースに、実体験を通して表現力を身につけること

- ・情報技術・実験、及び総合実験の科目を修得する

(B2) 自主性と自立性を養うこと

- ・卒業研究の科目を修得する

(C) 「開発型」技術者をめざすために

(C1) 複合分野にわたる知識を有機的に結びつける設計能力を身につけること

- ・メカトロ技術・情報電子技術・社会環境整備技術のうち、ひとつの分野の定められた科目を修得する

- ・総合科目（2科目以上）・問題発見解決科目、及び総合演習の科目を修得する

(C2) 課題を把握し解決する力を身につけ、感性・創造性を磨き養うこと

- ・インターンシップ及び特別研究の科目を修得する
- ・国内外の学協会で発表を行う

4. ディプロマポリシー（修了認定の基本方針）

修了生が修得すべき能力・技能を具体化すると、次のようになります。

1. 基本的能力

数学、自然科学、人文・社会科学、工学基礎など、工学の専門知識や技術の修得に必要となる能力。

2. 専門的能力

それぞれの専門分野及び複合分野にわたる技術者として備えるべき能力。

3. 汎用的技能

技術者として必要となるコミュニケーションスキル，合意形成，情報収集・活用・発信力，課題発見，論理的思考などの技能。

4. 態度・志向性（人間力）

技術者として必要となる主体性，自己管理能力，責任感，チームワーク力，リーダーシップ，未来指向型キャリアデザインなどの能力。

5. 創造的思考力

技術者として必要となる創成能力やエンジニアリングデザイン能力などの思考力。

6. 異文化対応力

技術者として世界のどこでも必要となる教養と感性を持ち，グローバルな視点で異文化に対応する能力。

7. 倫理的判断力

世界のどこで活躍しようとも必要となる判断基準を持ち，技術者として自らの技術を公衆の安全，健康，福利を優先して活用するための能力。

5. 修業年限及び修了要件

修業年限 2年

修了要件 学則に従い66単位以上修得すること。

6. 「設計情報工学」プログラム

本校は，「設計情報工学」を技術者教育プログラムとして，日本技術者教育認定機構の審査を受け，認定されました。

専攻科に入学すると，全員が「設計情報工学」プログラムの対象学生となります。

7. 学士の学位の取得方法

学士の学位は，以下に示す要件を満たせば取得できます。

(1) 本科・専攻科で規定の単位を修得すること。

(2) 大学改革支援・学位授与機構（以下「学位授与機構」という。）が行う修得単位の審査及び学習総まとめ科目の履修に関する審査に合格すること。

なお，学位授与機構に学士の学位の授与を申請するときには学位審査手数料として32,000円（令和3年3月現在）が必要となります。

8. 他の教育機関において修得した科目及び単位の取扱い

「他の教育機関において修得した科目及び単位の取扱い」については，5ページを参照してください。

9. 入学時に必要な諸経費

入学料 84,600円

授業料 117,300円（前期分）

[年額234,600円を2期に分けて納入してください。]

※在学中に授業料が改定された場合は，改定後の額となります。

日本スポーツ振興センター掛金 1,550円（年額）

教科書等購入費 約30,000円

その他 約35,000円

※各経費は，令和3年2月末現在のもの（予定を含む。）で，改定されることがあります。

10. 奨学制度

(1) 入学料，授業料減免等

入学料・授業料減免

高等教育の修学支援新制度により，住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生は，一定の学力基準を満たせば，入学料及び授業料の満額（入学料：84,600円，授業料（年額）：234,600円）もしくは2/3，1/3の額が免除もしくは減免さ

れます。入学料・授業料減免は日本学生支援機構給付奨学金との併給が原則となります。

入学料徴収猶予

1. 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀猶予と認められた場合
 2. 入学前1年以内に、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」）が死亡、又は入学者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付期限までに納付が困難であると認められる場合
 3. その他やむを得ない事由があると認められる場合
- 上記のいずれかの事由により認められた場合は、願出により選考の上、入学料の納付を9月末日まで猶予することがあります。

(2) 奨学金

独立行政法人日本学生支援機構の規定に基づき、学業・人物ともに優れ、かつ、学資の支弁が困難と認められる場合は、本人の申請に基づき、選考の上、奨学金が貸与・給付されます。

11. 学寮

- (1) 施設：男子寮及び女子寮があります。
- (2) 入寮：入寮希望者（継続を含む。）については選考のうえ入寮を許可します。
- (3) 経費：令和2年度の場合

寄宿料（1人部屋）	月額	800円
食費	月額	約37,200円
寮費（光熱水費等）	月額	7,000円
寮費（空調機維持管理費）	半期	3,000円
入寮費	入寮時	1,000円
寮生会費	年額	1,500円

※各経費は、令和3年1月末現在のもの（予定を含む）で、改定されることがあります。

12. ノートパソコンの準備について

本校専攻科では、授業資料の閲覧やレポート、論文の作成などでパソコンを必要とする機会が多くあります。そのため、ノートパソコンを個人で所有することを推奨します。

徳山工業高等専門学校「設計情報工学」プログラムの履修等に関する規程

(趣旨)

第1条 徳山工業高等専門学校(以下「本校」という。)における「設計情報工学」プログラム(以下「プログラム」という。)の履修及び修了(以下「履修等」という。)に関し必要な事項を定める。
(プログラム構成)

第2条 プログラムを構成する科目は、徳山工業高等専門学校学則別表第1及び第2に掲げる科目のうち第4学年及び第5学年に配当された科目並びに別表第3に掲げる科目とする。

(履修対象期間)

第3条 プログラムの履修対象期間は、本科第4学年から専攻科第2学年までの4年間とする。

(履修対象者)

第4条 プログラムの履修対象者は、専攻科に入学したすべての学生とする。

2 本校以外の高等専門学校及び大学等(以下「他の高等教育機関等」という。)から本校専攻科に入学した学生に係る学修については、別に定める取扱いに基づき、他の高等教育機関等で修得した単位及び学習時間を認定する。

(修了要件)

第5条 プログラム修了要件は、次の各号のすべてを満たすものとする。

(1) 専攻科において66単位以上、本科第4学年・第5学年を含めて128単位以上修得すること。

(2) 本科第4学年・第5学年を含めて、数学4科目以上、基礎工学5科目群(設計・システム系科目群、情報・論理系科目群、材料・バイオ系科目群、力学系科目群、社会技術系科目群)の各群から少なくとも1科目、合計6科目以上、情報技術科目1科目以上、実験科目1科目以上、各専門工学で定めた科目(総合科目2科目以上を含む。)及び問題発見解決科目1科目以上を修得すること。

(3) 学協会での発表を行うこと。

(4) 学士の学位を取得すること。

(修了の認定)

第6条 プログラム修了の認定は、専攻科修了認定会議において審議の上、校長が行う。

2 前条各号に掲げる修了要件のうち、同条第4号のみを満たすことのできなかった者が、専攻科修了後学士の学位を取得し、プログラム修了の認定を申請した場合は、学位を取得した日をもってプログラムの修了を認定する。ただし、これにより難しい場合は、専攻科委員会において審議の上、校長が決定する。

3 校長は、プログラムの修了を認定した者に対し、修了証を授与する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、プログラムの履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成23年9月14日制定)

この規程は、平成23年9月14日から施行する。

(省略)

附 則 (平成31年3月14日一部改正)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 施行日の前日において在学している者に係る、第5条第2号の適用については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(注) 「設計情報工学」プログラムの詳細については、本校ホームページ(JABEEについて)を参照のこと。(URL <http://www.tokuyama.ac.jp>)

他の教育機関において修得した科目及び単位の取扱いについて

1 科目及び単位の取扱い

専攻科に在籍する者が他の教育機関において修得した科目及び単位については、本取扱いの定めるところにより、「設計情報工学」プログラムの修得科目及び修得単位と見なすことができる。

2 申 請

1の取扱いを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式1（省略）により、学校長に申請しなければならない。

3 対象となる科目及び単位

対象となる科目及び単位は、本科4年に相当する学年以上の学年において修得したもののうち、60点以上の成績をもって修得したものとする。

4 取扱いの手順

1の取扱いは、専攻科委員会の審議を経て、学校長が行う。

専攻科委員会は、審議に当たって、必要と認める場合には、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴取することができる。

専攻科委員会は、審議に当たって、必要と認める場合には、申請者に対し、資料の提出、口頭若しくは筆記による試験の受験等を求めることができる。

5 結果の通知

学校長は、1の取扱いを行った場合には、その旨を、また、1の取扱いを行わない場合にはその理由を、申請者に通知しなければならない。

6 この取扱いは、平成19年4月1日から施行する。